

令和4年2月25日

各位

会 社 名 株式会社アプリックス

代表者名 代表取締役社長 根本 忍

(コード:3727、東証マザーズ)

問合せ先 常務取締役 倉林 聡 子

(TEL. 050-3786-1715)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、令和4年2月25日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を令和4年3月30日開催予定の第37回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

	(下様は変更部分)
現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したも	(削除)
<u>のとみなすことができる。</u> (新設)	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類等の内容である情報について、
	電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち 法務省令で定めるものの全部または一部 について、議決権の基準日までに書面交付 請求した株主に対して交付する書面に記 載しないことができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>休</u>
	会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以
	内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日本のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 (予定) 定款変更の効力発生日 (予定) 令和4年3月30日(水) 令和4年3月30日(水)

以上